

参考資料3

芽室公園Park－PFI事業実施協定書（案）

芽室町

令和7年

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第4条（事業遂行の指針）	1
第5条（本事業の概要）	2
第6条（事業日程）	2
第7条（資金調達及び事業実施に関する費用負担）	2
第8条（役割分担等）	2
第9条（再委託）	2
第10条（許認可及び届出等）	3
第11条（認定公募設置等計画の変更）	3
第12条（各種調査）	3
第13条（整備に伴う周辺の安全及び環境対策）	3
第14条（関係事業者との連携）	3
第2章 公募対象公園施設設置及び管理運営	4
第15条（設計責任者の配置）	4
第16条（設計業務）	4
第17条（設計業務における第三者の使用）	4
第18条（甲による設計の変更）	4
第19条（施工計画書等の提出）	5
第20条（工事責任者の配置）	5
第21条（設置工事）	5
第22条（設置管理許可に係る使用料等）	5
第23条（甲による説明要求及び工事現場立会い）	6
第24条（中間確認）	6
第25条（乙による完成検査）	6
第26条（甲による完了検査）	7
第27条（完了検査確認通知書の交付）	7
第28条（設置工事の一時中止）	7
第29条（設置工事の一時中止による費用等の負担）	7
第30条（設置工事中における第三者の使用）	7
第31条（設置工事中に第三者が与えた損害）	8
第32条（公募対象公園施設の管理運営）	8
第33条（許可の更新）	8
第34条（許可の取り消し）	8
第35条（変更許可申請）	9
第36条（許可の廃止）	9

第37条（行為の制限）	9
第38条（運営における第三者の使用）	9
第39条（財産権）	10
第40条（公募対象公園施設の譲渡禁止）	10
第41条（災害等の対応）	10
第42条（改善命令）	10
第3章 特定公園施設建設・譲渡.....	10
第43条（管理技術者の配置）	10
第44条（設計業務）	11
第45条（設計業務における第三者の使用）	11
第46条（甲による設計変更）	11
第47条（現場代理人の配置）	11
第48条（整備工事）	11
第49条（甲による説明要求及び工事現場立会い）	12
第50条（中間確認）	12
第51条（乙による完成検査）	12
第52条（甲による完了検査）	13
第53条（完成図書の提出）	13
第54条（完了検査確認通知書の交付）	13
第55条（整備工事の一時中止）	13
第56条（整備工事の一時中止による費用等の負担）	13
第57条（整備工事における第三者の使用）	14
第58条（整備工事中に第三者に与えた損害）	14
第59条（特定公園施設の譲渡）	14
第60条（譲渡遅延による費用負担）	14
第61条（契約不適合責任）	14
第62条（災害等の対応）	15
第4章 利便増進施設設置	15
第63条（工事責任者の配置）	15
第64条（設置工事）	15
第65条（甲による説明要求及び工事現場立会い）	16
第66条（中間確認）	16
第67条（乙による完成検査）	16
第68条（甲による完了検査）	16
第69条（設置工事の一時中止）	17
第70条（設置工事の一時中止による費用等の負担）	17
第71条（設置工事における第三者の使用）	17
第72条（設置工事中に第三者に与えた損害）	17
第73条（占用許可に係る使用料等）	17

第74条（利便増進施設の譲渡禁止）	18
第75条（災害時の対応）	18
第5章 管理運営（指定管理）業務	18
第76条（管理運営（指定管理）業務）	18
第77条（指定管理者の指定）	18
第6章 事業実施にあたっての負担区分等	19
第78条（リスク分担）	19
第79条（保険）	19
第80条（損害賠償）	19
第81条（第三者に与えた損害）	19
第7章 事業計画及び報告	19
第82条（事業計画及び報告）	19
第83条（本業務の内容変更、一時中止等）	20
第84条（暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等）	20
第8章 事業期間及び実施協定の解除等	20
第85条（事業期間）	20
第86条（認定公募設置等計画の有効期間）	20
第87条（甲による実施協定の解除）	20
第88条（違約金）	21
第89条（乙による実施協定の解除）	21
第90条（合意による実施協定の解除）	22
第91条（実施協定の解除等の公表）	22
第92条（認定公募設置等計画の認定取り消し）	22
第93条（協定の解除に伴う公募対象公園施設の措置）	22
第94条（協定の解除に伴う特定公園施設の措置）	22
第95条（協定の解除に伴うその他公園施設の措置）	23
第9章 原状回復の義務	23
第96条（原状回復の義務）	23
第10章 表明保証	24
第97条（乙による表明保証）	24
第11章 法令変更	24
第98条（法令変更の通知）	24
第99条（協議及び追加費用の負担）	24
第100条（法令変更による実施協定の解除）	25
第12章 不可抗力	25
第101条（不可抗力の通知）	25
第102条（協議及び追加費用の負担）	25
第103条（不可抗力への対応）	26
第104条（不可抗力による実施協定の解除）	26

第13章 補則	26
第105条（公租公課の負担）	26
第106条（通知義務）	26
第107条（秘密保持）	26
第108条（著作権の帰属）	27
第109条（成果物の利用等）	27
第110条（著作権の譲渡禁止）	28
第111条（著作権の侵害防止）	28
第112条（知的財産権）	28
第113条（特許権等の使用）	28
第114条（協定上の地位の譲渡）	29
第115条（遅延利息）	29
第116条（計算単位等）	29
第117条（準拠法）	29
第118条（管轄裁判所）	29
第119条（誠実協議）	29

芽室公園Park-PFI整備・管理運営事業 実施協定書（案）

芽室町（以下「甲」という。）と認定計画提出者である、代表法人●●●●、構成法人●●●で構成される法人グループ（以下これらの法人を総称又は個別に「乙」という。）は、芽室公園Park-PFI事業（以下「本事業」という。）に関する実施協定（以下「本協定」という。）を以下のとおり締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）その他関係法令等の定めるところに従い、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において使用する用語の定義は「公募設置等指針等」（甲が令和7年8月13日に公表した芽室公園Park-PFI事業公募設置等指針及びその他付随する一切の書類（公表後の修正を含む。）並びに公募設置等指針等に関する質問回答書をいう。）の定めるもののほか、次のとおりとする。

- （1）「本業務」とは、本事業における公募対象公園施設設置及び管理運営業務、特定公園施設建設・譲渡業務、利便増進施設設置及び管理運営業務、管理運営（指定管理）業務を総称して又は個別にいう。
- （2）「指定管理者」とは、甲が、地方自治法第244の2第3項に基づき、公共施設の指定管理者として指定する者をいう。なお、指定管理者の指定には芽室町議会の議決を要する。
- （3）「指定管理者基本協定」とは、甲及び乙が別途締結する管理運営（指定管理）業務に関する基本協定をいう。
- （4）「指定管理者年度協定」とは、指定管理者基本協定に基づき、甲及び乙が毎年度締結する管理運営（指定管理）業務の内容及び実施の対価として支払われる管理費用に関する協定をいう。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本事業が公共性を有することを十分に認識し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が民間事業者の創意工夫によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

（事業遂行の指針）

第4条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、関連契約、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に従い、善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとする。

(本事業の概要)

第5条 本事業は、乙が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に基づき実施する、芽室公園 Park-PFI事業のことをいう。

(事業日程)

第6条 本事業は、次の日程に従って実施されるものとする。

- (1) 公募対象公園施設の供用開始予定日：令和10年3月
- (2) 特定公園施設譲渡予定日：令和10年3月
- (3) 指定管理開始予定日：令和10年3月

(資金調達及び事業実施に関する費用負担)

第7条 本事業の実施に関し乙が必要とする資金調達はすべて乙の費用及び責任において行い、本協定において甲が負担する義務を負うと規定されている費用又は、各業務において締結する契約書類等に特段の規定がある場合を除き、すべて乙が負担する。

(役割分担等)

第8条 乙の事情に起因して本業務に債務不履行が生じた場合については、その原因及び結果の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 本事業の実施において、乙は、別途合意した場合を除き、それぞれ、以下に定める役割及び業務実施責任を負い、自らが当事者となる協定及び契約に基づき、自らの責任及び費用負担において履行する。

- (1) 公募対象公園施設設置及び管理運営業務：【●●●】
- (2) 特定公園施設建設・譲渡業務：【●●●】
- (3) 利便増進施設設置及び管理運営業務：【●●●】
- (4) 管理運営（指定管理）業務：【●●●】

3 乙は、本事業における各業務を不可分一体として、各業務を実施する構成法人が相互に協力し、実施するものとする。

(再委託)

第9条 前条に基づき乙が実施する本業務に関し、乙は、各業務において締結する契約書類等又は本協定に定めるほか、第三者に当該業務の全部又は重要な一部を委託せしめ、又は下請けせしめてはならない。

2 本業務に関し、乙は第三者に当該業務の重要でない一部を委託せしめ、又は下請けせしめる場合、事前に甲の承諾を得なければならない。ただし、第17条、第30条、第45条、第57条又は第71条に基づき、乙が事前に書面により甲に届け出た場合はこの限りでない。

3 前項の規定に関し、本業務の重要でない一部を第三者に委託せしめ又は下請けせしめる場合、乙の責任において当該委託先又は下請け先に本協定の規定を遵守させなければならない。

4 第1項から第3項までに基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、本業務に関する乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(許認可及び届出等)

第10条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出（以下「許認可等」という。）は、本協定で別段の定めがある場合を除き、乙がその責任及び費用負担において取得、維持又は提出し、又は構成法人をしてその責任及び費用負担において取得、維持又は提出させなければならない。ただし、法令、本協定又はその他の合意により甲が取得・維持すべきとされる許認可及び提出すべきとされる申請及び届出はこの限りでない。

- 2 乙は、前項の許認可等の取得及び提出に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力するものとする。
- 4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力するものとする。
- 5 乙は、乙が取得すべき許認可等の取得又は提出の遅延により甲に増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担するものとする。ただし、法令変更により遅延した場合は第11章の規定に、不可抗力により遅延した場合は第12章の規定に、それぞれ従い、甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担する。

(認定公募設置等計画の変更)

第11条 乙は、本業務の実施にあたり、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、甲と協議の上、都市公園法第5条の6に基づき、甲に変更の申請を行い、甲の認定を受けなければならぬ。

- 2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、公募設置等指針等の内容に合致するとともに都市公園法第5条の6の要件を満たすと認める場合には、その認定をしなければならない。

(各種調査)

第12条 乙は、公募対象公園施設の設置に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡及び必要な手続きを行うものとし、かつ、当該調査を終了したときは甲に当該調査に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第13条 乙は、本業務の実施にあたり、自らの責任と費用負担において、騒音・振動・光害・衛生対策・感染症対策等その他本事業の実施が周辺の安全及び環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対策及び周辺の環境整備を行わなければならない。

- 2 前項の規定に関し、乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方針等について甲と事前に協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

(関係事業者との連携)

第14条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、当該公園内及び周辺施設の関係事業者等との調整を実施するものとする。

第2章 公募対象公園施設設置及び管理運営

(設計責任者の配置)

第15条 乙は、公募対象公園施設の設計業務の着手前に、設計責任者を配置し、甲に報告しなければならない。

2 設計責任者は、公募対象公園施設の設計業務にあたり、業務遂行の管理を行い、甲に、設計業務にかかる必要な報告を行うほか、設計業務にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(設計業務)

第16条 乙は、本協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設の設置にかかる設計業務に着手し、自らの責任と費用負担において当該業務を完了しなければならない。

- 2 前項に定める設計業務のうち、モンベルショップ及びビズターセンターに係る設計には、株式会社モンベル（関連会社含む）の監修を受けるものとする。
- 3 乙は、設計業務の着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。
- 4 乙は、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に基づき、関係法令を遵守し、業務を行わなければならぬ。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、確認を受けなければならない。なお、甲の確認を得たものを公募対象公園施設設計図書という。
- 5 乙は、甲へ第1項に定める設計業務の進捗状況や内容について毎月報告し、必要な協議を行わなければならない。
- 6 乙は、第1項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。なお、乙は、設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(設計業務における第三者の使用)

第17条 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、公募対象公園施設の設計業務を第三者に委託することはできないものとする。

2 前項に基づく甲の事前の承認を得た場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

(甲による設計の変更)

第18条 甲は、公募対象公園施設設計図書について確認し、変更又は修正すべき点がある場合には、変更又は修正を乙に求めることができる。ただし、甲は、認定公募設置等計画等の範囲を逸脱する設計図書の変更を乙に対して求めることはできない。

2 乙は、前項の規定により設計変更する場合は、当該設計変更により乙の費用に増減が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、甲の指示による設計変更が乙の作成

した設計図書の不備、瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当該費用を負担するものとする。

(施工計画書等の提出)

- 第19条 乙は、公募対象公園施設の設置工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成し、甲に提出するものとする。
- 2 甲は、提出された施工計画書等について、甲が必要と認める場合は、内容の変更を乙に対して求めることができる。
- 3 乙は、提出した施工計画書等について、乙が必要と認める場合は、甲と協議し、甲の承諾を得た上で、これを変更することができる。

(工事責任者の配置)

- 第20条 乙は、公募対象公園施設の設置工事の着手前に、工事責任者を配置し、甲に報告しなければならない。
- 2 工事責任者は、公募対象公園施設の設置工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(設置工事)

- 第21条 乙は、公募設置等指針等、認定公募設置等計画等、公募対象公園施設設計図書及び施工計画書等に基づき、公募対象公園施設の設置工事を行うものとする。
- 2 乙は、設置工事着手前に、都市公園法第5条に定める公募対象公園施設の設置管理許可の取得等必要な手続を行わなければならない。
- 3 甲は、前項に基づき提出された公募対象公園施設の設置工事に係る設置管理許可の申請書を審査し、その内容が公募対象公園施設設計図書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容に合致している場合、これを許可する。
- 4 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 5 公募対象公園施設の設置工事及び必要な調査や法令に基づき必要な手続は、乙自らの責任と費用負担において実施する。
- 6 甲において公募対象公園施設の設置業務の水準が公募対象公園施設設計図書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第3項の許可を取り消すことができるものとする。

(設置管理許可に係る使用料等)

- 第22条 乙が甲に支払う公募対象公園施設に係る設置管理許可に係る使用料の額は、●●●円/ $m^2 \cdot$ 月とする。なお、設置管理許可に係る使用料算出の対象となる面積は公募対象公園施設の設置及び使用のために必要な区域の面積とする。
- 2 設置管理許可に係る使用料の対象範囲に係る判断は、甲が行う。

- 3 乙は、年度ごとに甲が発行する納入通知書により納入期限内に設置許可使用料をそれぞれ納付するものとする。ただし、当該許可日の属する年で、設置管理許可の期間が1年に満たない場合は、月割り計算（月途中など、1か月に満たない場合は1か月とする）により支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。
- 4 甲は、設置管理許可に係る使用料の最低額は、甲と乙の協議の上、設置管理許可の更新時に見直すことができる。
- 5 芽室町都市公園条例の改正等により、甲は、本条第1項の設置管理許可に係る使用料の単価を改定することができる。ただし、当該改定の際には、甲は乙の意見を聞く機会を設けるものとする。
- 6 前2項により設置管理許可に係る使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
- 7 乙による設置管理許可に係る使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができます。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

- 第23条 甲は、公募対象公園施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならぬ。
 - 3 乙は、甲が本条に規定する説明を受けたこと又は立会いを行ったことを理由として、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があつた場合における責任を、甲に求めることができない。

(中間確認)

- 第24条 甲は、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。
- 2 中間確認の結果、設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならぬ。
 - 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があつた場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

- 第25条 乙は、自らの責任と費用負担において、公募対象公園施設が公募対象公園施設設計図書に従い設置されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む完成検査を行うものとする。乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
 - 3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、完成図を添えて速やかに報告するものとする。

4 完成検査の報告後、公募対象公園施設の設置状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(甲による完了検査)

第26条 甲は、乙の完成検査の報告後、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が公募対象公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。

3 乙は、前項の当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

4 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

5 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(完了検査確認通知書の交付)

第27条 甲は、前条による完了検査の結果、公募対象公園施設の設置工事の状況が公募対象公園施設設計図書の内容に適合する場合には、完了検査確認通知書により乙にこれを通知しなければならない。ただし、乙は、甲が本条に規定する完了検査を行ったことを理由として、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない。）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(設置工事の一時中止)

第28条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の設置工事の全部又は一部を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(設置工事の一時中止による費用等の負担)

第29条 甲は、前条による設置工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由又は法令の変更及び不可抗力に基づく場合を除き、公募対象公園施設の設置工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は公募対象公園施設等の設置工事の一時中止やその続行に起因して合理的な範囲の増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

2 前項の場合を除き、法令の変更又は不可抗力により、公募対象公園施設の供用開始日を変更し、又はかかる工事の一時中止が必要となる場合、合理的な範囲の増加費用及び損害は、第11章、第12章に従いその負担を定める。

(設置工事中における第三者の使用)

第30条 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、公募対象公園施設の設置工事を第三者に委託又

は請け負わせることはできないものとする。

- 2 前項に基づく甲の事前の承認を得た場合、第三者への委託等は全て乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

(設置工事中に第三者が与えた損害)

第31条 乙が公募対象公園施設の設置工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(公募対象公園施設の管理運営)

第32条 乙は、第21条第3項の設置管理許可を受けて設置した公募対象公園施設を、認定公募設置等計画等、設置許可条件、本条第2項に基づく公募対象公園施設管理運営計画書に従い、認定公募設置等計画の有効期間にわたり所有し、管理運営を行うものとする。

- 2 乙は、毎年度、前年度の2月末日までに、次の事項を記載した公募対象公園施設管理運営計画書を甲に提出するものとする。

- (1) 運営計画
- (2) 年間維持管理計画
- (3) 管理運営体制
- (4) 緊急時の体制及び対応
- (5) 収支計画
- (6) その他、甲が必要と認める事項

- 3 乙は、都市公園法第5条第1項及び第5条の7第2項の規定に従い、甲へ申請を行い、甲の設置管理許可を得ることができるものとする。この場合において設置管理許可を得た区域については、指定管理区域から除外するものとする。

(許可の更新)

第33条 第21条第3項の許可の効力は、当該許可を取得した日から10年間以内とし、認定の有効期間に限り、原則として更新許可を与えることとする。なお、認定公募設置等計画の有効期間は、公募対象公園施設の竣工日から最大で20年間とする。

- 2 乙は、設置管理許可の更新を希望するときは、許可期間の満了の1年前までに、書面により甲に対し更新の意向を表明することとする。甲は、第82条第2項に定める事業報告により、本事業が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができる。この場合、乙は、当該許可期間の満了の6か月前までに、都市公園法第5条第1項に基づき再度甲に対し許可申請を行い、設置管理許可を受けることができる。

- 3 甲は、乙による本協定の違反がある場合及び第82条第2項に定める事業報告により支障があると判断した場合又はその他合理的な理由がある場合は、設置管理許可を更新しないことができる。この場合、乙は甲に損害賠償や補償等一切の請求をすることができない。

(許可の取り消し)

第34条 甲において公募対象公園施設の管理運営業務の水準が公募設置等指針等又は認定公募設置等計画等の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず本業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第21条3項の許可を取り消すことができるものとする。

(変更許可申請)

第35条 乙は、第21条第3項の設置管理許可に係る申請書に定める内容に変更が生じた場合、甲に対し、当該事項を記載した申請書をもって再度申請し、甲の変更許可を受けなければならぬ。

(許可の廃止の申し出)

第36条 乙において、やむを得ない事情により本業務の遂行が困難となった場合は、その旨を甲に申し出なければならない。

2 甲は乙から前項の申し出を受けた時は、第34条の規定を準用する。

(行為の制限)

第37条 乙の公募対象公園施設における業務内容は、下記の条件に適合しなければならない。これら条件に適合しない場合、甲は、公募対象公園施設における乙の業務内容の修正又は中止を求めることができる。

- (1) 都市公園法、茅室町公園条例、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 都市公園の設置目的に照らして妥当であると認められること。
- (3) 公園の利用者に著しく支障とならないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及・宣伝活動等でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。その後の改正を含む。）第2条に定義される営業のいずれにも該当しないこと。
- (6) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等でないこと。
- (7) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為となならないこと。
- (8) 事故の発生の恐れがないこと。
- (9) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当し、又は暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有する者の利益となるものでないこと。
- (10) その他、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為や、公園管理上支障となる行為となならないこと。

(運営における第三者の使用)

第38条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設を、他の事業者（以下「賃借人」という。）が使用する場合は、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約に基づき使用させるものとし、当該賃貸借契約の内容について事前に甲の承諾を取得した上、次の各号に掲げる措置をとらせるも

のとする。なお、乙は、賃借人が決定又は変更する場合は、速やかに甲と事前協議の上で決定し、報告するものとする。

- (1) 賃借人に本協定の規定、設置管理許可の条件その他関係法令を遵守させること。
 - (2) 甲が本事業に関する許認可等を取り消した場合、又は国、地方公共団体又は公共的団体によって公募対象公園施設を公用又は公共の用に供する正当かつ重大な事由が生じた場合には、当該賃貸借契約の期間内であっても、速やかに賃借人との当該賃貸借契約を解除すること。
 - (3) 賃借人が転貸を行うことを禁止すること、及び賃借人が、当該賃貸借契約によって生ずる権利義務又は契約上の地位を第三者へ譲渡又は担保に供することを禁止すること。
 - (4) 乙と賃借人との間で発生した紛争については、乙の責任及び費用負担において一切を処理すること。
- 2 乙は、賃借人が第37条第9号に抵触することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならず、甲に報告させ、甲の指示に従わせ、必要な措置をとらせなければならない。
- 3 第1項の規定は、モンベルショップ及びビジターセンターには適用せず、別途、甲と乙が協議し、賃貸に関する協定書等を締結する。

(財産権)

第39条 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の所有権その他の財産権は、乙に帰属する。ただし、モンベルショップ及びビジターセンターについては、前条第3項で定める協定書等によるものとする。

(公募対象公園施設の譲渡禁止)

- 第40条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。
- 2 乙が、甲の事前の書面による承諾を得て、公募対象公園施設を第三者へ譲渡する場合、当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

(災害等の対応)

- 第41条 本事業の実施中に事故及び災害等が発生した場合、乙は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、適切で速やかな対応を行うものとする。なお、その経過を速やかに甲へ報告するものとする。
- 2 甲は、事故及び災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じができるものとする。

(改善命令)

- 第42条 甲は乙に対し、必要に応じ、公募対象公園施設について調査し、第32条第2項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書に基づく管理運営が適切に行われていないと認めた場合、当該事項について改善を命ずることができるものとする。
- 2 乙は、前項に基づいて必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず

ず本業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第21条第3項の許可を取り消すことができるものとする。

第3章 特定公園施設建設・譲渡

(管理技術者の配置)

第43条 乙は、特定公園施設の設計業務の着手前に、必要な資格要件を満たしている管理技術者を配置し、甲に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、特定公園施設の設計業務にあたり、業務遂行の管理を行い、甲に、設計業務にかかる必要な報告を行うほか、設計業務にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(設計業務)

第44条 乙は、本協定締結日以降、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に基づき、関係法令を遵守し、設計業務を行わなければならない。また、乙は、設計業務の着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む。）を甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

- 2 設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承認を受けなければならぬ。なお、甲の承認を得たものを特定公園施設設計図書という。
- 3 乙は、甲へ第1項に定める設計業務の進捗状況や内容について毎月報告し、必要な協議を行わなければならない。
- 4 乙は、第1項に定める設計業務の内容を変更する場合、変更後の内容を記載した書類を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、乙は、設計上の誤り及び乙の都合による設計変更等から発生する増加費用等の一切の責任を負担する。

(設計業務における第三者の使用)

第45条 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、特定公園施設の設計業務を第三者に委託することはできないものとする。

- 2 前項に基づく甲の事前の承認を得た場合、第三者への委託は全て乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

(甲による設計変更)

第46条 甲は、特定公園施設設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を乙に求めることができる。ただし、甲は、認定公募設置等計画等の範囲を逸脱する設計図書の変更を乙に対して求めることはできない。

- 2 乙は、前項の規定により設計変更する場合は、当該設計変更により乙の費用に増減が生じたときは、費用負担について甲と協議するものとする。ただし、甲の指示による設計変更が乙の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は乙の調査の誤り若しくは不足による場合は、乙が当

該費用を負担するものとする。

(現場代理人の配置)

第47条 乙は、特定公園施設の工事着手前に、現場代理人を配置し、甲に報告しなければならない。

2 現場代理人は、特定公園施設の整備工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

第48条 乙は、特定公園施設工事の着手日の2週間前までに、都市公園法第6条に基づく特定公園施設の整備工事に係る占用許可の申請書を、当該工事の着手日、当該工事の完了日、特定公園施設の譲渡日及び供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

2 甲は、前項に基づき提出された特定公園施設の整備工事に係る占用許可の申請書を審査し、その内容が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容に合致している場合、これを許可する。なお、占用許可に係る使用料は免除とする。

3 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

4 甲において特定公園施設の整備業務の水準が特定公園施設設計図書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第2項の許可を取り消すことができるものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

第49条 甲は、特定公園施設の整備工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する説明を受けたこと又は立会いを行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(中間確認)

第50条 甲は、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、工事状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部

又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

（乙による完成検査）

第51条 乙は、自らの責任と費用負担において、特定公園施設が特定公園施設設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を含む完成検査を行うものとする。乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して完成検査の結果を速やかに報告するものとする。
- 4 完成検査の報告後、特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

（甲による完了検査）

第52条 甲は、乙の完成検査の報告後、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が特定公園施設設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。
- 3 乙は、前項の当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 4 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 5 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

（完成図書の提出）

第53条 乙は、建設期間内に、施工計画書に伴う工事報告書等、必要な書類を作成の上、これを甲に提出するものとする。なお、詳細については、甲と協議のうえ、整理することとする。

（完了検査確認通知書の交付）

第54条 甲は、第52条による完了検査の結果、特定公園施設の整備工事の状況が特定公園施設設計図書の内容に適合する場合には、完了検査確認通知書により乙にこれを通知しなければならない。ただし、乙は、甲が本条に規定する完了検査を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

（整備工事の一時中止）

第55条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部又は一部を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(整備工事の一時中止による費用等の負担)

第56条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由又は法令の変更及び不可抗力に基づく場合を除き、特定公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は特定公園施設等の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な範囲の増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

2 前項の場合を除き、法令の変更又は不可抗力により、特定公園施設の供用開始日を変更し、又はかかる工事の一時中止が必要となる場合、合理的な範囲の増加費用及び損害は、第11章、第12章に従いその負担を定める。

(整備工事における第三者の使用)

第57条 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、特定公園施設の整備工事を第三者に委託又は請け負わせることはできないものとする。

2 前項に基づく甲の事前の承認を得た場合、第三者への委託等は全て乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

(整備工事中に第三者に与えた損害)

第58条 乙が特定公園施設の整備工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(特定公園施設の譲渡)

第59条 乙は、第52条に規定する完了検査に合格した場合には、甲に対して、特定公園施設を譲渡するものとする。

2 甲及び乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設建設・譲渡契約（以下、「譲渡契約」という。）を締結するものとする。なお、譲渡契約は、芽室町議会の議決を得るまでは仮契約とし、議決をもって、本契約とするものとする。

3 譲渡契約後に、特定公園施設の内容が変更となる場合には、甲乙協議の上、譲渡契約の変更を行うものとする。この場合、変更契約の締結は、前項の規定を準用する。

4 乙の責めに帰すべき事由により、乙が譲渡契約に定める譲渡期日までに特定公園施設の譲渡を行うことができなかった場合、乙は、その遅延により甲に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害を負担するものとする。ただし、第48条第3項に基づき工事工程の変更に関して甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

5 特定公園施設のうち、駐車場については、乙から甲への譲渡後に、甲から乙へ無償貸与し、乙の責任より管理する。

6 前項の貸与期間は、事業期間終了までとする。

(譲渡遅延による費用負担)

第60条 乙の責めに帰すべき事由による工期の変更等の場合を除き、工期の変更等により特定

公園施設の譲渡予定日の遅延が避けられない場合、甲及び乙は協議の上、特定公園施設の譲渡予定日の変更を合意することができるものとする。ただし、甲と乙の間の協議が調わない場合には、甲が特定公園施設整備の進捗状況を踏まえて合理的な譲渡予定日を決定するものとし、乙はこれに従うものとする。

- 2 乙は、特定公園施設整備の完了日が譲渡予定日より遅延した場合、当該遅延日数に応じ、本施設整備に係る費用の総額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の合計額につき財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率の割合（1年を365日とする日割計算による。）で計算した額を甲に支払う。

(契約不適合責任)

第61条 甲は、特定公園施設が公募設置等指針等又は認定公募設置等計画等の水準に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めてその補修による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求は、特定公園施設に係る譲渡を受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、乙が譲渡契約不適合を知っていたとき、又は、譲渡契約不適合若しくは損害が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、この限りではない。
- 3 甲は、前項に規定する譲渡契約不適合に係る請求が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年以内に本条第1項に規定する請求をしたときには、契約不適合責任期間の内に当該請求したものみなす。

(災害等の対応)

第62条 本事業の実施中に事故及び災害等が発生した場合、乙は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、適切で速やかな対応を行うものとする。なお、その経過を速やかに甲へ報告するものとする。

- 2 甲は、事故及び災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

第4章 利便増進施設設置

(工事責任者の配置)

第63条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手前に、工事責任者を配置し、甲に報告しなければならない。

- 2 工事責任者は、利便増進施設の設置工事にあたり、全ての工事現場の運営・監理を行い、甲に、工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(設置工事)

第64条 乙は、利便増進施設の設置工事の着手日の2週間前までに、都市公園法第6条に基づく利便増進施設の設置工事に係る占用許可の申請書を当該工事の着手日、当該工事の完了日及び利便増進施設の供用開始日を定めた工事工程表を添え、甲に提出し、甲の許可を得なければならぬ。

- 2 甲は、前項に基づき提出された利便増進施設の設置工事に係る占用許可の申請書を審査し、その内容が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容に合致している場合、これを許可する。
- 3 乙は、やむを得ない事情により、工事工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。
- 4 利便増進施設の設置工事及び必要な調査や法令に基づき必要な手続は、乙自らの責任と費用負担において実施する。
- 5 甲において利便増進施設の設置業務の水準が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、第2項の許可を取り消すことができるものとする。

(甲による説明要求及び工事現場立会い)

第65条 甲は、利便増進施設の設置工事の状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

- 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、設置工事の状況が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する説明を受けたこと又は立会いを行ったことを理由として、利便増進施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(中間確認)

第66条 甲は、利便増進施設が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に従い設置されていることを確認するために、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 中間確認の結果、設置工事の状況が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、これに従わなければならない。
- 3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、利便増進施設の設置工事の全部又は一部に契約不適合又は不備（乙の過失の有無を問わない）があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

第67条 乙は、自らの責任と費用負担において、利便増進施設が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に従い整備されていることを確認する社内検査及び法令により定められた検査等を

含む完成検査を行うものとする。乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
- 3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、完成図等を添えて速やかに報告するものとする。
- 4 完成検査の報告後、利便増進施設の整備状況が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(甲による完了検査)

第68条 甲は、乙の完成検査の報告後、利便増進施設の完了検査を実施するものとする。

- 2 完了検査の結果、利便増進施設の整備状況が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
- 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。
- 4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。なお、乙は、当該是正から発生する増加費用及び損害を負担するものとする。

(設置工事の一時中止)

第69条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、利便増進施設の設置工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項に従い利便増進施設の設置工事の全部又は一部を中止させた場合、乙と協議の上、必要があると認めるときは工事期間を変更させることができる。

(設置工事の一時中止による費用等の負担)

第70条 甲は、前条による設置工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由又は法令の変更及び不可抗力に基づく場合を除き、利便増進施設の設置工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又は利便増進施設等の設置工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

- 2 前項の場合を除き、法令の変更又は不可抗力により、利便増進施設の供用開始日を変更し、又はかかる工事の一時中止が必要となる場合、合理的な範囲の増加費用及び損害は、第11章、第12章に従いその負担を定める。

(設置工事における第三者の使用)

第71条 乙は、甲の事前の承認を得た場合を除き、利便増進施設の設置工事を第三者に委託又は請け負わせることはできないものとする。

- 2 前項に基づく甲の事前の承認を得た場合、第三者への委託等は全て乙の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなして乙が責任を負うものとする。

(設置工事中に第三者に与えた損害)

第72条 乙が利便増進施設の設置工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に對して係る損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損害内容等を記した書面を作成し、甲に報告しなければならない。

(占用許可に係る使用料等)

第73条 乙は、利便増進施設の対象面積に応じ、占用許可に係る使用料を、利便増進施設の工事着工日より甲へ支払うものとする。

- 2 占用許可に係る使用料の対象範囲については、甲が定めるものとする。
- 3 占用許可に係る使用料は、年1, 390円／本とする。乙は甲の指定する方法により、当該使用料を甲に支払わなければならない。
- 4 芽室町都市公園条例の改正等により、甲は、前項の占用許可に係る使用料の単価を改定することができる。ただし、当該改定の際には、甲は乙の意見を聞く機会を設けるものとする。
- 5 前項により占用許可に係る使用料の単価を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
- 6 乙による占用許可に係る使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができます。

(利便増進施設の譲渡禁止)

第74条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、利便増進施設の全部又は一部を第三者へ譲渡することはできないものとする。

- 2 乙が、甲の事前の書面による承諾を得て、利便増進施設を第三者へ譲渡する場合、当該施設に関する本協定における乙の権利義務の一切を承継するものとする。

(災害時の対応)

第75条 本事業の実施中に事故等が発生した場合、乙は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、適切で速やかな対応を行うものとする。なお、その経過を速やかに甲へ報告するものとする。

- 2 甲は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとする。

第5章 管理運営（指定管理）業務

(管理運営（指定管理）業務)

第76条 甲は、特定公園施設（駐車場を除く）の管理運営（指定管理）業務を、次条第1項で規定する指定管理者をして実施させるものとする。

(指定管理者の指定)

- 第77条 甲は、管理運営（指定管理）業務の実施にあたり、芽室町議会の議決を受けた、乙（この場合、管理運営（指定管理）業務を担う法人をさす。本条において以下同。）を特定公園施設（駐車場を除く）の芽室公園内的一部区域における指定管理者に指定する。
- 2 甲は、乙と、前項の指定を経て、指定管理者基本協定を締結する。
 - 3 甲と乙は、各会計年度の協定（以下「年度協定」という。）を締結する。
 - 4 乙は、指定管理者基本協定、年度協定並びに本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に従い当該業務を遂行する。
 - 5 乙は、年度協定の締結にあたり、業務実施計画書等を作成し、前年度の指定する期日までに甲に提出する。
 - 6 乙は、指定管理者基本協定に定める期間中、公園施設の管理運営（指定管理）業務を行い、甲は、乙に公園施設の管理運営（指定管理）業務に係る指定管理委託料として、年度協定に定める金額を支払う。
 - 7 本協定が第84条ただし書きに基づき解除により終了する場合、甲は、指定管理者に対する第1項の指定を取り消すものとし、又は甲において指定管理業務の水準が業務業務実施計画書、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず指定管理業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は、指定管理者に対する第1項の指定を取り消すことができるものとする。

第6章 事業実施にあたっての負担区分等

（リスク分担）

- 第78条 甲及び乙のリスク分担は、本協定に別途定めるほか、別紙1リスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び別紙1リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定する。
- 2 乙は、社会情勢、経済情勢又はその他の事由により合理的に認められる場合を除き、甲に対し 営業補償、休業補償等を請求することができない。

（保険）

- 第79条 乙は、自らの責任と費用負担により、別紙2の要件を満たす保険契約を締結する。乙は、当該保険契約の締結後速やかに、当該保険の証券又はこれに代わるものとして甲が認めたものを甲に提示の上、写しを提出しなければならない。

（損害賠償）

- 第80条 甲が第87条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、公募設置等指針等における指示又は条件に関する誤記、遺漏又は変更により甲又は乙に生じた損害又は費用を負担する。
 - 3 乙は、本業務の水準が公募設置等指針等又は認定公募設置等計画等の水準に達していないと甲が判断する場合には、これにより甲に生じた費用及び損害の一切を負担するものとする。

(第三者に与えた損害)

第81条 乙は、本業務の遂行により、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、甲の責任と費用負担により、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第7章 事業計画及び報告

(事業計画及び報告)

第82条 乙は、第32条第2項に定める公募対象公園施設管理運営計画書を会計年度ごとに作成し、前年度の2月末日（ただし、初年度は公募対象公園施設の供用開始予定日の1か月前）までに甲へ提出しなければならない。

2 乙は、公募対象公園施設の管理運営の状況を記載した事業報告書（以下「事業報告書」という。）を会計年度ごとに作成し、毎会計年度終了後30日以内に甲へ提出し、確認を受けなければならない。なお、事業報告書に記載する事項については、概ね以下のとおりとする。

- (1) 収支報告書
- (2) 利用者数、料金収入
- (3) 事業計画書に関する事項
- (4) 最新の財務諸表
- (5) その他、甲が必要と認める事項

(本業務の内容変更、一時中止等)

第83条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本業務の実施内容又は実施体制を変更する必要が合理的に認められる場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に通知し、甲の承諾を得て、本業務の内容を変更又は一時中止することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、本業務の内容又は本事業に係る日程を変更する必要が合理的に認められる場合、乙と協議の上、本業務の内容を変更又は一時中止することができる。

3 甲は、乙が本協定、許認可等の条件又はその他関係法令に違反した場合など、本業務の内容変更又は一時中止の必要があると合理的に認められる場合、本業務の内容の変更又は一時中止を指示することができ、乙はかかる指示に従わなければならないものとする。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第84条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団又は暴力団員から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、下請人等が暴力団又は暴力団員から本業務の妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第8章 事業期間及び実施協定の解除等

(事業期間)

第85条 事業期間は、本協定の締結日から開始し、工事竣工日から20年を経過した日までとする。ただし、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、事業期間は、その時点において終了する。

(認定公募設置等計画の有効期間)

第86条 認定公募設置等計画の有効期間は、甲が認定した日から前条で定める事業期間の終了の日までとする。

(甲による実施協定の解除)

第87条 甲は、第85条の事業期間にかかわらず、乙が取得した設置管理許可を取り消し、若しくは更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、設置管理許可、工事に係る占用許可若しくはその他関係法令に違反する行為を行った場合
- (2) 乙が、本協定の趣旨に反するなど、本業務の目的から逸脱し、甲からの必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示が發せられても改善が認められない場合
- (3) 乙による本業務の実施が、乙の都合により、本協定に基づき定める日程から著しく遅延する等、円滑な本業務の実施が困難と判断される場合
- (4) 第82条第2項による事業報告において、本事業の実施が困難と判断される場合
- (5) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本業務を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (6) 乙が、支払停止又は支払不能となり、又は破産法に基づく破産手続、民事再生法に基づく再生手続、会社更生法に基づく更生手続、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続、会社法に基づく特別清算その他の倒産手續若しくはこれらに相当する法的手続又は私的整理手続の申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- (7) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 乙が、監督官庁により事業に係る許認可等の取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら事業を休止若しくは停止した場合
- (9) 乙（役員又は従業員を含む。）が、暴力団又は暴力団員に該当する場合
- (10) 本事業に関する特定公園施設建設・譲渡契約、その他公園施設整備契約、指定管理者基本協定又は年度協定のいずれかが解除又は乙の責めに帰すべき事由により締結することができない場合
 - (11) 乙が、本業務の遂行を怠り、本業務の目的が達せられないと認められる場合
 - (12) 本業務のうち指定管理業務に関する指定管理者の指定が取り消された場合
 - (13) 前各号に定めるほか、甲が本業務を中止すべきと判断した場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、甲に対し、甲に納付した使用料の返還、損

失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求ることはできない。

(違約金)

第88条 甲は、乙のいずれかが前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が本事業に関する特定公園施設建設・譲渡契約、その他公園施設整備契約、指定管理者基本協定又は年度協定を締結するか否かにかかわらず、乙は連帯して、●円【本事業の提案価格（公募対象公園施設の設置管理許可の使用料に係る提案価格（提案期間の合計）及び指定管理料等に係る提案価格（提案期間の合計）の合計の100分の10にかかる金額】の違約金を甲に支払う。

- 2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害額が違約金額を超える場合において、その超過分につき、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(乙による実施協定の解除)

第89条 乙は、甲が甲の責めに帰すべき事由により、本協定又は本協定に基づく重要な合意事項のいずれかに違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと認められるとき、催告を行った上で、当該事由が解消されないときには、本協定を解除することができる。

(合意による実施協定の解除)

第90条 乙は、経営状況の悪化など乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6ヶ月前までに、甲に対して書面により本協定の解除に係る意思の通知を行うことができ、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既に納付した本事業に係る使用料の返還及び乙の損失に対する補償等を求めないものとする。
- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力（本事業に係る施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する場合を含む。）により、本協定の履行が不可能となった場合、甲乙協議の上、甲乙間の合意により本協定を解除することができる。
- 4 前項の規定により本協定を解除した場合、甲及び乙に生じた損害の請求については、甲乙協議の上、負担額を定めるものとする。

(実施協定の解除等の公表)

第91条 甲は、第83条第3項に基づき、本業務の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第87条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号又は名称、所在地、本業務の変更の内容及び理由を公表することができる。

- 2 前項の場合において、乙が第87条第1項第9号に該当するときは、甲は、その具体的な内容を公表するものとする。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第92条 甲は、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、乙に通知して、認定公募設置等計画を取り消すものとする。

(協定の解除に伴う公募対象公園施設の措置)

第93条 公募対象公園施設について、第87条、第89条又は第90条に基づき本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第21条第3項に基づく設置管理許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第96条に基づき原状回復するものとする。ただし、第89条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法令の規定に従うものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、第89条及び第90条に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(協定の解除に伴う特定公園施設の措置)

第94条 特定公園施設について、第87条、第89条又は第90条に基づき本協定が解除された場合で、特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第48条第2項に基づく占用許可の取り消しを行い、甲が解除時における出来形部分を検査の上、その全部又は一部の譲渡を求めることができる。その場合には、乙は当該部分を甲へ譲渡するとともに、残りの部分については、乙は速やかに、原状回復するものとする。ただし、第89条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法令の規定に従うものとする。

(協定の解除に伴うその他公園施設の措置)

第95条 その他公園施設について、第87条、第89条又は第90条に基づき本協定が解除された場合には、その他公園施設整備契約に基づき必要な措置を行うものとする。

第9章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第96条 乙は、本事業に係る事業期間の満了日又は本協定の解除日から6か月以内に、公募対象公園施設を撤去して、原状に回復させた上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、本事業に係る事業期間の満了日又は本協定の解除日から6か月以内の甲が指定する期日までに、本事業に係る新たな事業者と乙との間で、乙の所有する施設や権利義務の移転が確実になされることが見込まれ、かつ当該移転について甲が事前に同意した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定により原状回復をさせる場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復のための設計業務について、設計業務の進捗状況や内容を報告し、甲の確認を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、前号に定める設計業務の履行の際に甲と乙が協議して決定す

る。なお、協議が整わない場合、甲が原状回復の内容を決定する。

- (3) 乙は、原状回復の設計業務の完了後、原状回復のための工事の着手時までに、設計内容を記載した書面を甲に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 乙は、原状回復の設計業務の完了時に、前号に定める書面の内容が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に適合しているか否かについて、甲の承諾を得ること。乙は、甲の承諾後、原状回復のための工事に着手することができる。なお、甲が、当該設計内容が公募設置等指針等及び認定公募設置等計画等に適合していないと判断した場合は、乙に対し、当該設計内容の修正を求めることができ、乙は、これに応じなければならない。
- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲が代わりにこれを行い、乙に当該原状回復に係る費用を請求することができる。
- 5 前項の規定に基づく甲の原状回復により、乙が損害を受けた場合も、甲は、当該損害の賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、第1項に定める日までに原状回復を終えて事業対象地を明け渡すことができなかつた場合、その日の翌日から実際に公募対象公園施設の原状回復が行われ、事業対象地が明け渡された日までの期間（両端日を含む。）の日数に応じ、設置管理許可の使用料相当額の違約金を甲に支払わなければならない。なお、事業対象地の明け渡しの遅延により、この違約金の額を超える損害が甲に生じた場合、甲は当該超過部分について乙に損害賠償を請求することができる。
- 7 乙は、やむを得ない事情により、第1項に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。
- 8 乙は、本事業の終了後に新たな事業者に対し、施設の所有権又は権利義務を移転した場合、乙の責任と費用負担において、新たな事業者が本事業に係る業務に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第10章 表明保証

(乙による表明保証)

第97条 乙は、甲に対して、本協定締結日において、次の各号に定める事実が真実に相違ないことを表明し、保証する。乙は、自らが表明保証した事項が、当該表明保証がなされた時点において真実又は正確でなかつたことが判明した場合には、直ちに甲に書面により通知するものとし、これにより甲に生じた損害、損失及び費用等を賠償又は補償する。

- (1) 乙による本協定の締結及び履行は、乙の目的の範囲内の行為であり、乙が本協定を締結し、履行することにつき法令上及び乙の社内規則上要求されている一切の手続を履践していること。
- (2) 本協定の締結及び履行が乙若しくは本業務に適用のある法令若しくは許認可等に違反せず、乙が当事者であり、又は乙若しくはその財産を拘束する契約その他の合意に違反せず、又は乙若しくは本業務に適用される判決、決定若しくは命令に違反しないこと。
- (3) 本協定は、適法、有効であり、かつその締結により拘束力ある乙の債務を構成し、本協定の規定に従い強制執行可能であること。

第11章 法令変更

(法令変更の通知)

第98条 乙は、本協定締結日後の法令変更により、本協定、公募設置等指針等又は認定公募設置等計画等に従って本業務を行うことができないと判断した場合又は本協定の履行のための費用が増加すると判断した場合、乙は当該判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならず、乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、当該義務の履行が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第99条 甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該法令変更に対応するために速やかに本協定及び認定公募設置等計画等の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、法令変更の公布日から120日以内に本協定及び認定公募設置等計画等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が当該法令変更に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本業務を継続する。
- 3 法令の変更により生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、当該増加費用又は損害が本事業に直接関係する法令変更又は新たな規制立法の成立に関する場合には甲が負担し、それ以外の法令変更については乙が負担する。ただし、法令変更を伴わない本事業に関連する甲の政策変更により乙に生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、甲が負担する。
- 4 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象その他本事業に直接関連する税制上の措置の変更又は新設により生じた合理的な範囲の増加費用又は損害については、甲が負担する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、乙の逸失利益に係る増加費用及び損害については、乙がすべて負担する。

(法令変更による実施協定の解除)

第100条 本協定の締結日後における法令変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 2 本協定の締結後の法令変更により、乙が本業務のうち公募対象公園施設の設計及び設置工事、管理運営又は指定管理の継続が困難と判断した場合又は当該業務の履行のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙は、甲と協議の上、第90条に基づいて本協定を解除することができる。

第12章 不可抗力

(不可抗力の通知)

第101条 乙は、本協定締結日後に不可抗力により、本協定、公募設置等指針等又は認定公募設置等計画等で提示された条件に従って本業務を行うことができなくなった場合、又は本協定の履行のために費用が増加すると判断した場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に對して通知しなければならず、乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議及び追加費用の負担)

第102条 甲が乙から、前条第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定及び認定公募設置等計画等の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかるわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本協定及び認定公募設置等計画等の変更並びに追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担は、別紙1リスク分担表による。

(不可抗力への対応)

第103条 不可抗力により本協定の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により公園施設等への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応を行うものとする。

(不可抗力による実施協定の解除)

第104条 不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、甲は乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

第13章 補則

(公租公課の負担)

第105条 本事業に関連して生じる公租公課は、本協定に別段の定めがある場合を除き、全て乙がこれを負担する。

(通知義務)

第106条 乙は、次の各号の一つに掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に通知しなければならない。

- (1) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (2) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (3) 乙の所有する施設が滅失又は毀損した場合
- (4) 事業対象地内の全部又は一部を第三者が占有した場合
- (5) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (6) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生手続き若しくは特別生産手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(秘密保持)

第107条 甲及び乙は、本協定又は本事業に関する知識を得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又は本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - (5) 開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
 - (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- 4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関する知識を得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 乙は、本協定又は本事業に関する知識を得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(著作権の帰属)

第108条 甲が、本業務の公募手続きにおいて及び本協定に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く）の著作権は、甲に帰属する。

(成果物の利用等)

第109条 甲は、成果物（本協定、公募設置等指針等又は認定公募設置等計画等に基づいて乙が甲に提出した一切の書類、図面、写真映像等をいう。以下同じ）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。

2 成果物、公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（次条において「著作権者の権利」という）の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が成果物及び公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を次の各号に定めるところにより利用することができるよう以し、乙又は著作権者（甲を除く）をして、著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

（1）著作権者の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、若しくは甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

（2）成果物を第三者に閲覧させ、複写させること。

（3）公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をし、又はさせること。

（4）公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

（5）公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設、その他公園施設を増築、改築、修繕又は模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（1）成果物及び公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設の内容を公表すること。

（2）本施設に乙又は著作権者の実名若しくは変名を表示すること。

（3）成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権の譲渡禁止)

第110条 乙は、自ら又は著作権者をして、成果物及び関係書類（特定公園施設の設計図書等及び特定公園施設を含む。以下同じ。）にかかる著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第111条 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

2 乙は、自らが作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権を侵害した場合において、

当該第三者が受けた損害を賠償し、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙が当該損害賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(知的財産権)

第112条 乙自らが特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が当該技術等の使用を指定した場合であって乙が当該知的財産権の存在を過失なく知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に關して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の使用)

第113条 乙は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払い及びこれらに関する発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。ただし、甲が指定した工事材料、施工方法等で、公募設置等指針等に特許権等の対象であることが明記されておらず、乙が特許権等の対象であることを過失なく知らなかつた場合には、甲が責任を負担する。

(協定上の地位の譲渡)

第114条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(遅延利息)

第115条 甲が本協定に基づき行うべき支払が遅延した場合、乙は、当該遅延した金額につきその期間を経過した日から支払までの日数に、支払期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定した額の遅延利息を甲に請求することができる。

2 乙が本協定に基づく支払を遅延した場合、甲は、当該遅延した金額につきその支払期日の翌日から支払までの日数に、支払期日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算定した額の遅延利息を乙に請求することができる。

(計算単位等)

第116条 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとする。

2 本協定上の期間の定めは、民法（明治32年法律第48号）、会社法（平成17年法律第86号）及び商法（明治32年法律第48号）の規定によるものとする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる通貨単価は、日本円とする。

(準拠法)

第117条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従つて解釈される。

(管轄裁判所)

第118条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第119条 本協定に定めのない事項につき定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠実に協議のうえこれを解決するものとする。

(以下本項余白)

この証として、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲

北海道河西郡芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地

芽 室 町

芽 室 町 長 手 島 旭

乙

(代表法人)

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

(構成法人)

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

リスク分担表

リスクの種類	内 容	負担者	
		町	認定計画提出者
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	○	—
	その他の法令変更	—	○
第三者賠償	認定計画提出者が行う整備・管理運営において第三者に損害を与えた場合	—	○
物価	設置等予定者着工後のインフレ、デフレ	公募対象公園施設・利便増進施設の建設・維持管理・運営	— ○
		特定公園施設の建設	— ○
金利	設置等予定者決定後の金利変動	公募対象公園施設・利便増進施設の建設・維持管理・運営	— ○
		特定公園施設の建設	— ○
税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等	—	○
	上記以外のもの（消費税の変更を含む）	○	—
不可抗力※1	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業	公募対象公園施設・利便増進施設	— ○
		特定公園施設（引渡し前）	協議事項
		特定公園施設（引渡し後）	○ —
資金調達	必要な資金確保	—	○
事業の中止・延期	町の責任による中止・延期	○	—
	認定計画提出者の責任による中止・延期	—	○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻	—	○
申請コスト	各種申請費用の負担（開発行為等の許可申請手続きを除く）	—	○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担	—	○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減	—	○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況	—	○
施設の整備	町の責任による整備費の増大	○	—
	町以外の要因による整備費の増大	—	○
運営費の増大	町の責任による運営費の増大	○	—
	町以外の要因による運営費の増大	—	○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷	公募対象公園施設・利便増進施設	— ○
		特定公園施設（引渡し前）	— ○
		特定公園施設（引渡し後）	○ ※2
債務不履行	町の協定内容の不履行	○	—
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行	—	○
性能リスク	町が要求する業務水準の不適合に関するもの	—	○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項	—	○
	施設管理上の瑕疵による事項	—	○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項	—	○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火事等の事故による臨時休業等に伴うリスク	—	○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加又は収入の減少	○	—
	認定計画提出者の提案に基づく業務内容の変更及び変更	—	○

リスクの種類	内 容	負担者	
		町	認定計画提出者
	できないことに伴う経費の増加又は収入の減少		
引継費用	施設運営の引継ぎに必要な費用	—	○
住民対応	認定計画提出者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等	—	○
土壌汚染	土地の形質変更に関する届出等手続きに関する事項	—	○
	土壌汚染が発見された場合の費用負担等	協議事項	
地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工事の遅延等	○	—

※1 自然災害（台風、地震等）や新型コロナウイルス等の感染症拡大等、不可抗力への対応とする。

※2 認定公募設置等計画において、認定計画提出者が自ら負担すると提案した範囲。

- ① 公募対象公園施設、特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合は、町が認定計画提出者に対して、当該施設に関する業務の停止を命じることがある。
- ② 災害等発生時において災害対応のために必要な場合、町は認定計画提出者に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがある。
- ③ 町が都市公園法第27条第2項に基づき業務の一部又は全部の停止を命じた場合において認定計画提出者が損失を受けた時は、町は認定計画提出者に対し、通常受けるべき損出を補償する。
- ④ 自然災害等により業務継続が困難となった場合、認定計画提出者は認定の有効期間に関わらず、公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還した上で事業を停止することができる。ただし、それにかかる費用は認定計画提出者の負担とする（町は負担しない）。

別紙2

乙又は乙の請負者が締結する保険契約の内容

1 整備工事保険等（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- (1) 保険契約者：乙又は乙の請負者
- (2) 被保険者：乙又は乙の請負者
- (3) 保険の対象：本協定の対象となっている工事
- (4) 保険の期間：工事着手予定日から引渡し日まで
- (5) 補償する損害：火災事故を含む不測かつ突発的な事故による損害

2 第三者賠償責任保険

- (1) 保険契約者：乙又は乙の請負者
- (2) 被保険者：乙又は乙の請負者
- (3) 保険の対象：本事業協定の対象となっているすべての工事
- (4) 保険の期間：工事着手予定日から引渡し日まで
- (5) 補償する損害：工事遂行に伴って派生した第三者に対する対人・対物賠償損害

3 労働者災害補償保険法以外の法定外保険

- (1) 保険契約者：乙又は乙の請負者
- (2) 被保険者：本協定の対象となっている工事に従事するすべての労働者
- (3) 保険の対象：本協定の対象となっている工事に従事するすべての労働者
- (4) 保険の期間：工事着手予定日から引渡し日まで
- (5) 補償する損害：本協定の対象となる工事遂行に伴う労働者の死亡ないし重度障害時（3級以上）